

自動車営業で取扱い可能な食品

区分	食品	調理の内容
A	ラーメン、うどん、そば	市販品又は一次加工所等で調製した材料とスープ等を加熱し、茹でためんとあわせる。
	かき氷	市販されている氷柱（板氷、ロック氷等）を削る。
	わらび餅	完成品にきな粉をまぶして提供する行為のみ
	ホットサンド、ホットドック（直前加熱品のみ）	具材をパンにはさんだ後直前加熱するものに限る。
	おでん、煮込み、豚汁	市販品又は一次加工所等で調製した材料を煮る。
	串焼き、お好み焼き、たこ焼き、たい焼き、ベビーカステラ、具材乗せたこせん	市販品又は一次加工所等で調製した材料（現場で小麦粉等と混合したものを含む。）を焼く。
	フライドポテト、唐揚げ、揚げ菓子	市販品又は一次加工所等で調製した材料を揚げる。
	じゃがバター、シュウマイ、蒸しまんじゅう	市販品又は一次加工所等で調製した材料を蒸す。
	ソーダ割り、ハイボール	既成飲料（牛乳除く）の調製（希釈、混合、氷の添加）
	清涼飲料、生ビール	既成飲料の（牛乳除く）の注ぎ分け提供、全自動調理器によるコップ販売
	コーヒー、紅茶、ミルクティー	コーヒー等の加熱、抽出、牛乳の添加後加熱、加熱後飲料への氷の添加
	押出式ソフトクリーム	押出式のみ区分A
	B	（炊飯）白ご飯、炊き込みご飯、おかゆ（市販品加熱）焼きおにぎり、焼き飯
カレーライス、牛丼、ホットドッグ、カフェオレ（加熱後牛乳の組合せ）		直前加熱した食品（炊飯後の米飯及び加熱調理した市販の米飯加工品を含む。）同士を組み合わせる。一次加工所で調製した米飯加工品を加熱して組み合わせる。
C	カフェオレ、ミルクティー	非加熱の牛乳を加えた飲料の提供
D	魚介類の簡易な加熱調理 丸魚販売	仕入れた鮮魚介類の処理を車内で行わない簡易な加熱調理または非包装での販売
E	焼き飯、オムライス	米飯に具材を加えて炒める等の米飯の調理加工（直前加熱した食品を単に米飯に組み合わせる場合を除く。）
	アイスクリーム	市販品または許可施設等で製造したアイスクリームのディッシュアップ
	ソフトクリーム	ソフトクリームの提供
	冷やしうどん、フルーツ缶のトッピング、直前加熱品を切ってカレーやごはんに乗せる等	加熱済み食品の調理加工。（上記Bを除く。）
F	弁当	放冷工程のある弁当類の調製。
	刺身、生野菜、生クリーム（現場でホイップしたもの）等を使用した料理や菓子	非加熱で食品を提供する。（加熱後の食品に非加熱食品を加える場合を含む。）
	魚介類の切り身、生食用鮮魚介類、付帯的な調理	鮮魚介類の簡易な処理（頭部の除去、3枚おろし等をいい、鱗取り、内臓除去を除く。）

自動車の型ごとの取扱い可能な食品

型	同時に取扱い可能な区分の組合せ	注意
I	A C	いずれか1種取扱い可能です。 例えば、AとCは同時に取扱い可能だが、AとBを同時に取扱うことはできません。
	B	
	D	
II	A B C E	いずれか1種取扱い可能です。 例えば、Dを取扱う場合は、A・B・Eの中でも直前加熱品のみ取扱い可能です
	Aの直前加熱品 Bの直前加熱品 Eの直前加熱品 D	
III	A B C D E F	